



社会福祉法人
広谷福祉会

BCP 発動対応 ハンドブック

BCP HAND BOOK

所属： ●●●

氏名： ●● ●●

血液型： ●●型

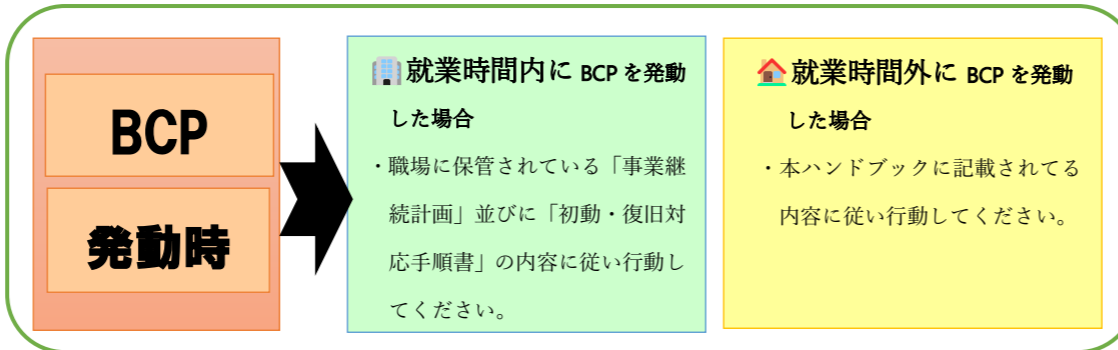
2023.3.1

◎ハンドブックの目的

本ハンドブックは、社会福祉法人 広谷福祉会（以下「当法人」という）が、不慮の災害や事故などの発生により事業継続計画（以下「BCP」という）を発動した場合において、従業員が混乱することなく迅速に初動対応を実施し、速やかな事業復旧へ繋げることを目的として作成する。BCP は下記の条件によって自動的に発動されます。

地震	広島県東部（府中市）において「震度6」以上の揺れが測定された場合
風水	台風等の脅威により、「社会インフラや建屋が被害を受け、復旧の目処が立たない場合」または「サプライチェーンにおける主要依存関係が事業中断を引き起こした場合」
感染症	新型コロナウイルス等感染者が、各拠点において複数人発生した場合（施設内利用者同時発生）

※上記の条件を満たしていない状況であっても、BCP において予め定められた発動権限者（対策本部長、事業継続統括責任者など）によって BCP が発動される場合があります。



●いずれの場合においても「人命を最優先」とし「パニックを起こさず冷静に行動する」ことが重要！！

安否確認

BCP の発動条件を満たす「地震」等が発生した場合は下記の安否確認手順を実施し、安否確認を行ってください。

① 固定電話、携帯電話による安否確認

BCP において予め定められた事業継続統括責任者は自宅に保管されている「安否確認一覧」を用いて、電話連絡による従業員の安否確認を実施し、安否情報を取り纏めてください。従業員は事業継続統括責任者から電話連絡に対応出来るよう行動するとともに、「②メールによる安否確認」を実施してください。

② メールによる安否確認

宛先にメールを送信

地震発生時には、通信規制がかかることも想定されることから、メールの容量を抑えるため、下記のルールに従い、「件名」と「本文」に同様の内容を入力し送信してください。安否情報のメールは事業継続統括責任者が受信できるように想定されており、安否情報を取り纏められるようになっています。

♥安否情報メール送信ルール



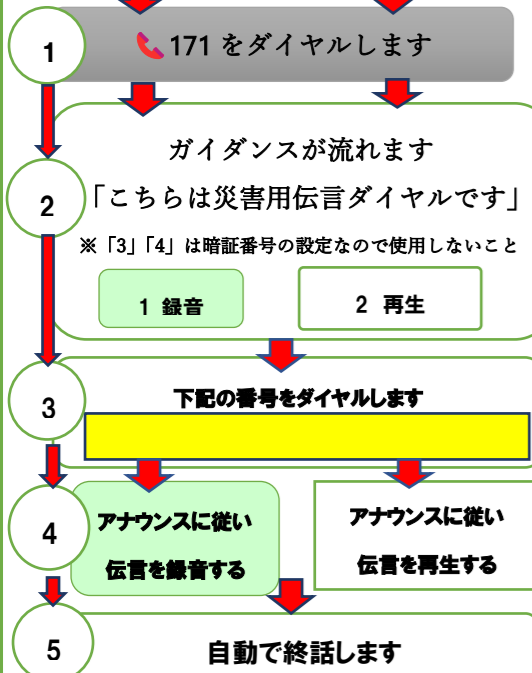
③ 災害用伝言ダイヤルによる安否確認

従業員はいずれの手段も利用出来ない場合、最終手段として災害用伝言ダイヤルを利用し、手順に従って自らの安否情報を録音してください。災害用伝言ダイヤルに録音した安否情報は事業継続統括責任者が再生することで、安否情報を取り纏められるようになっています。

●伝言ダイヤルの操作方法は裏面を参照

災害用伝言ダイヤル使用手順

伝言の録音 伝言の再生



伝言録音時間 : 1 伝言あたり 30 秒
 伝言保存期間 : 提供終了まで
 伝言蓄積数 : 電話番号あたり 1~20 件

家族との取り決め

■家族の連絡先

- _____
- _____
- _____
- _____

■最寄りの避難所

避難所 : _____
 TEL : _____
 避難所 : _____
 TEL : _____

■その他

①出勤について

BCP の発動条件を満たす脅威が発生し、または脅威が発生する恐れがあり、事業中断に至る可能性が考えられる場合「初動・復旧対応手順書」において予め定められた「非常招集メンバー」は、被災状況や公共交通機関の状況を把握した後、可能な限り速やかに出社し、職場の所定の場所に保管されている「初動・復旧対応手順書」の内容に従って初動対応を実施してください。尚、出社にあたっては非常招集メンバー間で連絡を取り合い、情報共有をした上で行動を開始し、二次災害などに巻き込まれないよう、身体防護に留意することが重要です。

※本人や家族の生命の安全確保が出来ない状況において、出社を強制するものではありません。

非常招集メンバー以外の従業員は、通常の自宅を出発する時間になるまで自宅で待機し、各事業継続統括責任者からの指示（連絡が取れない場合は自らの判断）に従い出社してください。

②出勤後の活動について

従業員は出社後、各事業継続統括責任者の指示に従い、職場の所定場所に保管されている「事業継続計画書」並びに「初動・復旧対応手順書」に基づく対応を行ってください。

③お問い合わせ対応について

当法人の事業が中断した場合、多数の利用者様から「サービスの供給責任を問われる事態に陥ることが想定されます。従業員は利用者様に対して不確実な情報の開示等を行ってはいけません。法人全体で窓口を一元化して対応を行いますので、下記の例を参考に利用者様対応をしてください。

「大地震発生による BCP 発動に伴い、サービス等の提供責任に関するお問い合わせについては専用窓口でお受けしております。窓口が開設され次第、ご案内させていただきます。大変恐れ入りますが、今暫くお待ちください。

④帰宅について

「帰宅時に二次災害に巻き込まれる」または「帰宅困難になる」などの危険性があることから、周辺地域の安全が確保されていない状況において、従業員が自らの判断で帰宅することは許されません。各事業継続責任者からの指示に従い行動してください。また何らかの理由により BCP の規定に従わず帰宅する場合は、事業所に用意されている「帰宅誓約書」を提出してください。尚、提出

なく帰宅した場合は「帰宅誓約書」の内容に同意したものとみなします。

⑤外出先・出張先からの帰所について

災害被害が発生している場合は、自らの生命の安全確保を最優先に行動し、事業所周辺地域の安全が確認されてから帰所してください。

⑥ご協力をお願い

あらゆる脅威に対応できる対策や設備が備わっていても、事業活動の原動力である「従業員」の協力なくして事業継続は不可能です。脅威の発生時には先ず人命を最優先に行動し、必要な情報を集め、予め定められた手順「事業継続計画書」や「初動・復旧対応手順書」等に基づいた対応を行うことが重要です。事業継続は従業員の雇用を守るための活動でもありますので、皆様のご協力をお願いします。

備考
